

●香川県告示第335号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第8条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年7月25日

香川県知事 真鍋武紀

土砂災害警戒区域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
さぬき市多和	助光_1 (I-11)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	助光_2 (I-11)	〃	〃
〃	兼割_1 (I-13)	〃	〃
〃	兼割_2 (I-13)	〃	〃
〃	楓川 (I-39)	〃	〃
〃	助光東 (I-548)	〃	〃
〃	力石 (II-38)	〃	〃
〃	楓川 (2) _1 (II-304)	〃	〃
〃	楓川 (2) _2 (II-304)	〃	〃
〃	菅谷 (1) (II-1088)	〃	〃
〃	菅谷 (3) (II-1089)	〃	〃
〃	菅谷 (4) (II-1090)	〃	〃
〃	菅谷 (2) (II-1091)	〃	〃
〃	相草 (1) (II-1103)	〃	〃
〃	相草 (2) _1 (II-1104)	〃	〃
〃	相草 (2) _2 (II-1104)	〃	〃
〃	相草 (3) (II-1105)	〃	〃
〃	額東西 (II-1106)	〃	〃
〃	東谷 (II-1107)	〃	〃
〃	楓川 (3) _1 (II-1108)	〃	〃
〃	楓川 (3) _2 (II-1108)	〃	〃
〃	竹屋敷 (II-1109)	〃	〃
〃	経座西_1 (II-1110)	〃	〃
〃	経座西_2 (II-1110)	〃	〃
〃	来栖 (III-2944)	〃	〃
〃	菅谷 (5) _1 (III-2946)	〃	〃
〃	菅谷 (5) _2 (III-2946)	〃	〃
さぬき市前山	相草東 (III-2945)	〃	〃
さぬき市多和	兼割川 (13-27-I)	土石流	〃
〃	兼割西川 (13-28-I)	〃	〃

〃	額川① (13-29-I)	〃	〃
〃	額川② (13-30-I)	〃	〃
〃	相草東川 (13-31-I)	〃	〃
〃	相草上川 (13-32-I)	〃	〃
〃	西浦山北川① (13-33-I)	〃	〃
〃	西浦山北川② (13-34-I)	〃	〃
〃	西浦山北川③ (13-35-I)	〃	〃
〃	西浦山南川 (13-36-I)	〃	〃
〃	助光北川 (13-37-I)	〃	〃
〃	経座川 (13-38-I)	〃	〃
〃	中山上川 (13-39-I)	〃	〃
〃	通谷川 (13-12-II)	〃	〃
〃	兼割東川 (13-29-II)	〃	〃
〃	兼割中川 (13-30-II-1)	〃	〃
〃	兼割中川 (13-30-II-2)	〃	〃
〃	菅谷南川 (13-31-II)	〃	〃
〃	菅谷北川 (13-32-II-1)	〃	〃
〃	菅谷北川 (13-32-II-2)	〃	〃
〃	菅谷北川 (13-32-II-3)	〃	〃
〃	菅谷北川 (13-32-II-4)	〃	〃
〃	菅谷西川 (13-33-II)	〃	〃
〃	槇川川① (13-34-II)	〃	〃
〃	槇川南川 (13-35-II)	〃	〃
〃	兼割南川 (13-36-II)	〃	〃
〃	槇川川② (13-37-II)	〃	〃
〃	槇川 (13-38-II)	〃	〃
〃	東谷川 (13-39-II)	〃	〃
〃	東谷北川 (13-40-II)	〃	〃
〃	助光川 (13-41-II-1)	〃	〃
〃	助光川 (13-41-II-2)	〃	〃
〃	額北川 (13-42-II)	〃	〃
〃	相草西川 (13-43-II)	〃	〃
〃	西浦山北川 (13-44-II)	〃	〃
さぬき市前山	上葛野川① (13-40-I)	〃	〃
〃	上葛野川② (13-41-I)	〃	〃
〃	上葛野川③ (13-42-I)	〃	〃
〃	砂古田上川① (13-43-I)	〃	〃
〃	砂古田上川② (13-44-I-1)	〃	〃
〃	砂古田上川② (13-44-I-2)	〃	〃
〃	砂古田下川 (13-45-II)	〃	〃

土砂災害特別警戒区域			
所在地	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
さぬき市多和	助光_1 (I-11)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	助光_2 (I-11)	〃	〃
〃	兼割_1 (I-13)	〃	〃
〃	兼割_2 (I-13)	〃	〃
〃	楓川 (I-39)	〃	〃
〃	助光東 (I-548)	〃	〃
〃	力石 (II-38)	〃	〃
〃	楓川 (2)_1 (II-304)	〃	〃
〃	楓川 (2)_2 (II-304)	〃	〃
〃	菅谷 (1) (II-1088)	〃	〃
〃	菅谷 (3) (II-1089)	〃	〃
〃	菅谷 (4) (II-1090)	〃	〃
〃	菅谷 (2) (II-1091)	〃	〃
〃	相草 (1) (II-1103)	〃	〃
〃	相草 (2)_1 (II-1104)	〃	〃
〃	相草 (2)_2 (II-1104)	〃	〃
〃	相草 (3) (II-1105)	〃	〃
〃	額東西 (II-1106)	〃	〃
〃	東谷 (II-1107)	〃	〃
〃	楓川 (3)_1 (II-1108)	〃	〃
〃	楓川 (3)_2 (II-1108)	〃	〃
〃	竹屋敷 (II-1109)	〃	〃
〃	経座西_1 (II-1110)	〃	〃
〃	経座西_2 (II-1110)	〃	〃
〃	来栖 (III-2944)	〃	〃
〃	菅谷 (5)_1 (III-2946)	〃	〃
〃	菅谷 (5)_2 (III-2946)	〃	〃

さぬき市前山	相草東 (III-2945)	〃	〃
さぬき市多和	兼割川 (13-27-I)	土石流	〃
〃	兼割西川 (13-28-I)	〃	〃
〃	額川① (13-29-I)	〃	〃
〃	額川② (13-30-I)	〃	〃
〃	相草東川 (13-31-I)	〃	〃
〃	相草上川 (13-32-I)	〃	〃
〃	西浦山北川① (13-33-I)	〃	〃
〃	西浦山北川② (13-34-I)	〃	〃
〃	西浦山北川③ (13-35-I)	〃	〃
〃	西浦山南川 (13-36-I)	〃	〃
〃	経座川 (13-38-I)	〃	〃
〃	中山上川 (13-39-I)	〃	〃
〃	兼割東川 (13-29-II)	〃	〃
〃	兼割中川 (13-30-II-1)	〃	〃
〃	兼割中川 (13-30-II-2)	〃	〃
〃	菅谷南川 (13-31-II)	〃	〃
〃	菅谷北川 (13-32-II-1)	〃	〃
〃	菅谷北川 (13-32-II-2)	〃	〃
〃	菅谷北川 (13-32-II-3)	〃	〃
〃	菅谷北川 (13-32-II-4)	〃	〃
〃	楨川川① (13-34-II)	〃	〃
〃	楨川南川 (13-35-II)	〃	〃
〃	兼割南川 (13-36-II)	〃	〃
〃	楨川 (13-38-II)	〃	〃
〃	東谷川 (13-39-II)	〃	〃
〃	東谷北川 (13-40-II)	〃	〃
〃	助光川 (13-41-II-1)	〃	〃
〃	額北川 (13-42-II)	〃	〃
〃	相草西川 (13-43-II)	〃	〃
〃	西浦山北川 (13-44-II)	〃	〃
さぬき市前山	上葛野川② (13-41-I)	〃	〃
〃	上葛野川③ (13-42-I)	〃	〃
〃	砂古田上川② (13-44-I-1)	〃	〃
〃	砂古田上川② (13-44-I-2)	〃	〃

(「次の図のとおり」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県長尾土木事務所、さぬき市建設経済部建設課、東かがわ市事業部建設課及び三木町土木建設課に備え置いて縦覧に供する。)